

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書
委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

令和8年2月20日委員会資料
習志野市 新清掃工場建設課

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
1	2-6, 38	事業計画	施設規模	(11月21日委員会での質疑・意見) 新施設の処理能力が168t/日であり、現施設の219t/日と比較して小さくなるが十分なのか。	(11月21日委員会での回答) 習志野市のごみ処理量は減少傾向にあり、将来のごみ処理量の推計の結果、168t/日で十分対応できると考えています。また、この処理量には災害廃棄物が含まれており、余裕を持った計画となっています。
2	2-4, 8	事業計画	土地利用計画	(11月21日委員会での質疑・意見) 敷地内に旧施設と現施設の2つの施設があるが、今後の建替えにおいても、本事業のように敷地内で新施設の建設と現施設の解体を行う計画でいるのか。	(11月21日委員会での回答) ご質問のとおりです。 なお、現施設解体後の敷地は、ストックヤードや駐車場等として利用する計画です。
3	2-18, 20, 38	事業計画	処理方式	(11月21日委員会での質疑・意見) 処理方式がガス化溶融炉からストーカー式焼却方式に変更となるが、主灰の最終処分はどこで、どのように行うのか。資源化はセメント化であるか。	(11月21日委員会での回答) 処理方式の変更により、飛灰に加えて主灰が発生します。この処理について、外部委託による方法を検証した結果、資源化できる可能性が高いことがわかりました。よって、主灰の処理は資源化によって処理する計画としました。この資源化は、セメント化や外部溶融及び金属類の精錬などを計画しています。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
4	2-18, 20, 38	事業計画	処理方式	(11月21日委員会での質疑・意見) 現施設と同じく飛灰が発生するが、どのように処理するのか。無害化処理はどのように行っているのか。	(11月21日委員会での回答) 現施設と同様に無害化した上で、市外で最終処分を行う予定です。無害化についてはキレート処理など適切に処理を行っています。
5	2-35	事業計画	収集計画	(11月21日委員会での質疑・意見) 廃棄物運搬車両の台数が現在と比べて同等以下と見積もるのは、将来のごみ量の減少に伴い廃棄物運搬車両の台数も減ると想定しているとの認識で良いか。	(11月21日委員会での回答) ご質問のとおり、将来のごみ処理量は減少すると推計したことから、廃棄物運搬車両の台数は現在と比べて同等以下としています。
6	7-13, 29, 66, 98	大気質	調査・予測方法	(11月21日委員会での質疑・意見) 地上気象の観測高度が約40mであるが、この高さで観測を行ったのか。 予測において、煙突高さや車両の高さなど項目により高さが異なるが、風速はどのように換算しているのか。	(11月21日委員会での回答) 周辺建物の影響を避けるため、現施設屋上の地上41.8mで、地上気象（風向、風速）の調査を行いました。 予測においては、べき乗則によって、各予測項目に応じた高さの風速に換算しています。
7	7-237, 238	土壌	調査結果	(11月21日委員会での質疑・意見) 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物で基準不適合の箇所があるが、調査地点の地歴の状況はどのようになっているのか。土壌の採取された深さはどのくらいなのか。表層で砒素とふっ素の基準不適合が確認されているとのことだが、今後どのように対応するのか。	(11月21日委員会での回答) 地歴の状況としては、昭和53年に埋立された後、これまで清掃工場として利用してきました。 今回の環境影響評価として行った土壌調査は、表層で行っており、全ての項目で基準を下回る結果となりました。 また、別途、土壌汚染対策法に基づき実施した旧清掃工場周辺での表層の調査では、一部区画で砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物で基準を超過したものです。 別途、実施した土壌汚染対策法に基づく調査結果に対しては、今後、深度方向の調査によって汚染の状況を確認し、千葉県等と十分な協議の上、適切に対応していきます。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
8	7-237, 238	土壌	調査結果	(11月21日委員会での質疑・意見) 土壌汚染対策法で実施された調査において、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物で基準不適合となった原因は何であるか。	(11月21日委員会での回答) 埋立地であるため、浚渫土由来であると考えています。
9	7-404, 7-405	廃棄物	予測結果	(11月21日委員会後の質疑・意見) 旧清掃工場の解体と一体の事業であるが、旧ガス化溶融炉の解体に伴って、特にバグフィルターなど環境負荷が高く慎重な処理が必要となる部分についての処理量、処理・処分方法を明確にしてほしい。	(11月21日委員会後の回答) 旧清掃工場の流動床式焼却炉の解体において、環境負荷が高い設備の処理量については、実際の除染作業によって正確な量が判明するものであり、現時点では明確にすることはできませんが、その処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、適切かつ慎重に処分します。 なお、現清掃工場のガス化溶融炉の解体においても同様に、環境負荷が高い設備の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、適切かつ慎重に処分します。